

長岡京市西山産薪購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西山で産出される間伐材等の活用を広く図り、適正な森林整備と地域資源循環型社会を構築し、もって地球温暖化防止に寄与するため、西山産の薪を購入する者に対し、予算の範囲内においてその実際に要した経費の一部を補助することに関し、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「薪」とは、間伐等により産出された西山産のもので、長岡京市森林組合が販売するものをいう。

(対象者)

第3条 長岡京市西山産薪購入補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に住所を有する個人、市内の自治会等又は市内に事業所を有する法人で、次に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 薪の燃焼による煙の発生について、近隣住民等の迷惑とならないよう配慮するものであること。
- (2) 使用にあたって火災予防上の安全を確保するものであること。
- (3) 薪を適正に管理するとともに、効率的に利用するものであること。
- (4) 薪の利用に関するモニター調査等市の実施する事業への協力を行うものであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、薪一束あたり200円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、指定された期間内において、長岡京市西山産薪購入補助金交付申請書（別記様式第1号）に、長岡京市森林組合の発行する領収書の写しを添えて、市長に申請するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受け付けたときは、その内容を審査し、補助金の交付について適否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、適合していると認めたときは、補助金の交付及び交付する補助金の額を決定し、長岡京市西山産薪購入補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の決定通知書をもって、規則第9条に規定する確定通知とみなす。
- 4 市長は、第2項の規定による交付決定をする場合において、補助金の交付

の目的を達するため、必要な条件を付することができる。

(請求及び交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の額を決定後、長岡京市会計規則（平成17年長岡京市規則第26号）第36条第2項の規定に基づき請求書の提出を省略し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(調査等の協力)

第9条 市長は、交付対象者に対し、薪の利用に関する調査等その他の協力を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。